

第4 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位について

- (1) 建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
- (3) 令第8条に定める区画の取扱いについては、次の2から5によること。

2 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合（令第8条第1号、規則第2条の2）

防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画される場合において、次の(1)及び(2)に適合する場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うことができること。

(1) 令第8条第1号の区画の構造について

令第8条第1号に規定する区画（以下「令8-1号区画」という。）の構造は、次によること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリート（ALC）パネル等の堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ 建基令第107条第1号の表の規定にかかわらず、同号に定める通常の大規模火災時の火熱が2時間以上加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建基令第107条の通常の火災時の火熱に耐える性能（以下「耐火性能」という。）表

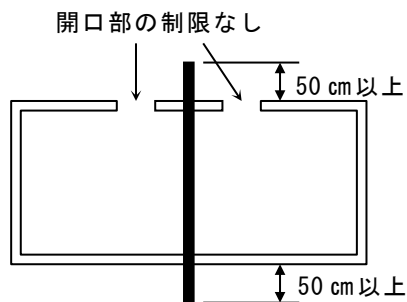
建築物の部分			構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）					加熱面以外の屋内	屋外へ火災を出す原因のき裂などの損傷を生じないことの加熱時間（遮炎性）
			最上階・最上階から2～4の階	最上階から5～9の階	最上階から10～14の階	最上階から15～19の階	最上階から20以上の階	面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）	
壁	間仕切壁	耐力壁	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間	1時間	—
		非耐力壁	—						
	外壁	耐力壁	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間		1時間
		非耐力壁（延焼部分）	—						
		非耐力壁（延焼外部分）	—					30分間	30分間
		柱	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	—	—
		床	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間	1時間	—
		はり	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	—	—
		屋根	30分間					—	30分間
		階段	30分間					—	—

ウ 令8-1号区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること。（第4-1図参照）ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、この限りではない。

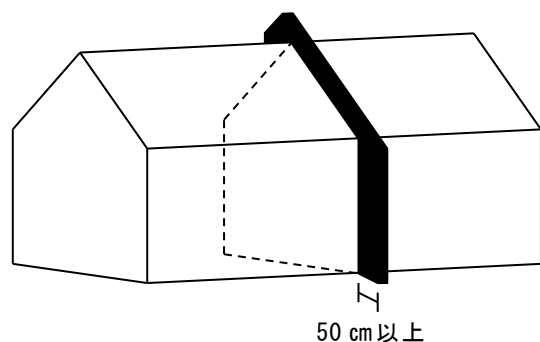
（凡例）

- 耐火性能は2時間以上
- イの表に規定する耐火性能の時間以上

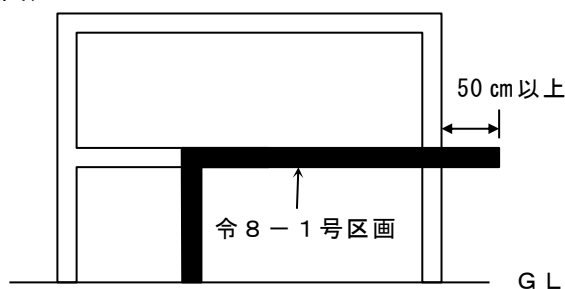
（平面図）



（立面図）



（断面図）



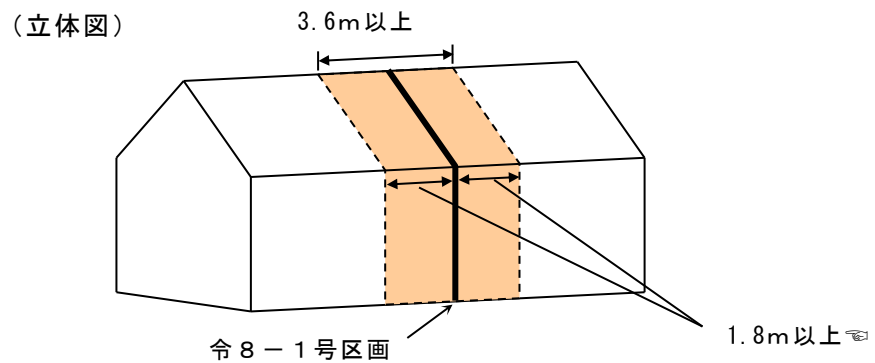
第4-1図

(ア) 令8-1号区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8-1号区画を含む幅3.6m以上の範囲は耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がないこと。(第4-2図参照)

なお、令8-1号区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていること。

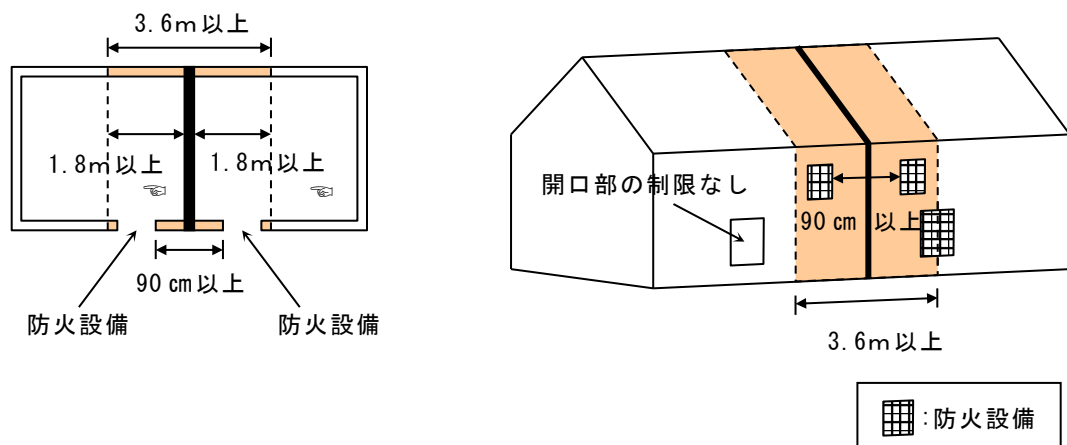
また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

(イの表参照)



第4-2図

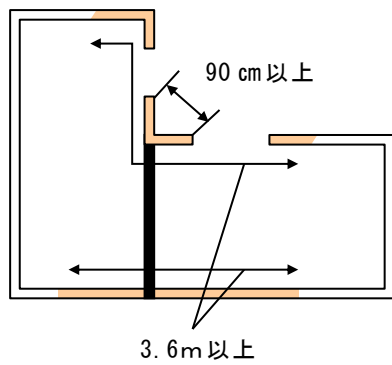
(イ) (ア)の範囲に開口部(面積の小さい通気口、換気口等を含む。)を設ける場合は、防火設備とし、かつ、当該開口部相互が令8-1号区画を介して90cm以上離れていること。(第4-3~6図参照)



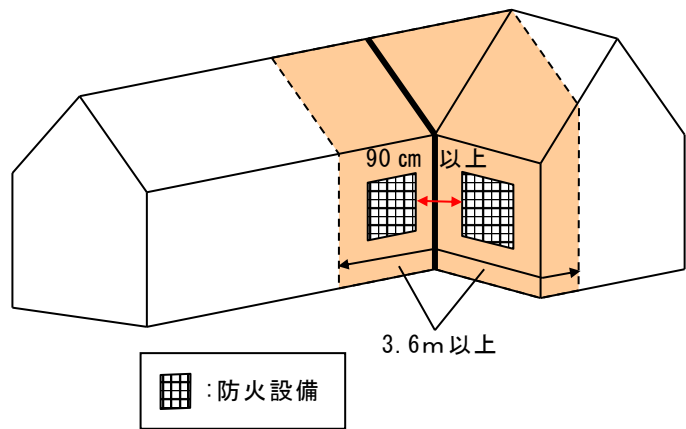
第4-3図

第4 消防用設備等の設置単位

(平面図)

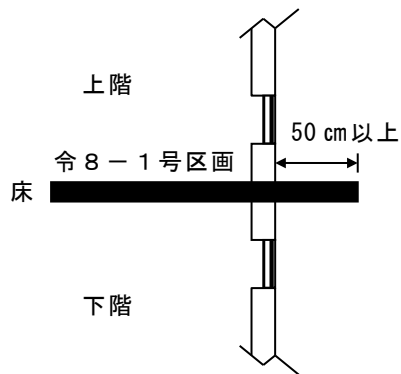
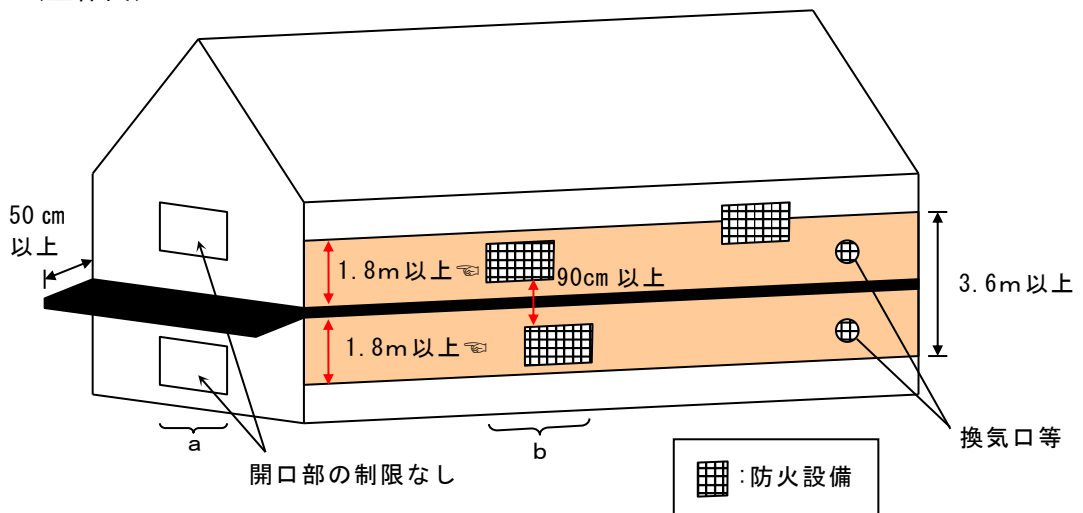


(立体図)

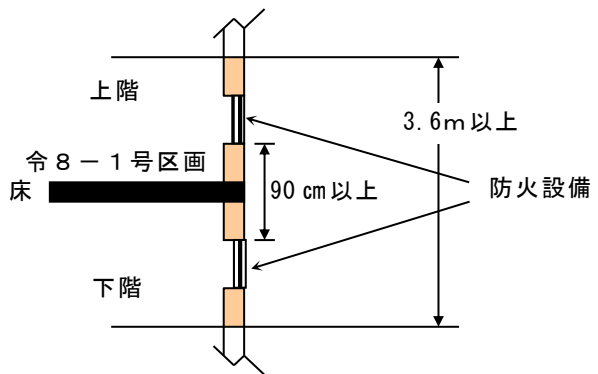


第4-4図

(立体図)



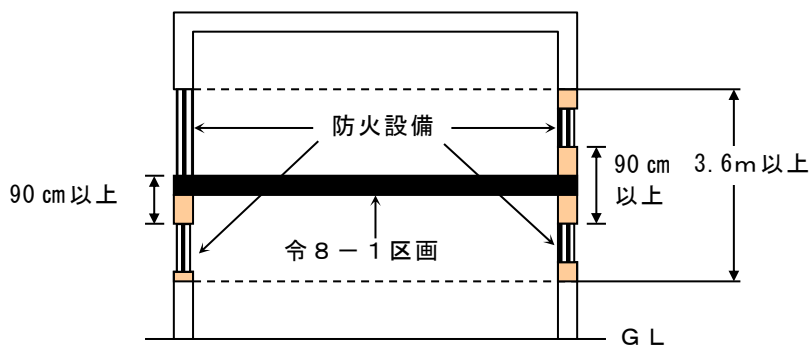
(a部分断面図)



(b部分断面図)

第4-5図

(断面図)



第4-6図

エ 令8-1号区画を設けた部分の外壁面に軒、ひさし、吹きさらし廊下、バルコニー若しくはベランダその他これらに類するもの（以下「軒等」という。）が存する場合は、床面積に算入される部分の最先端部を外壁面とみなして当該壁面まで令8-1号区画の耐火構造の壁を設け、かつ、当該壁面の両側又は上端はウにより措置すること。

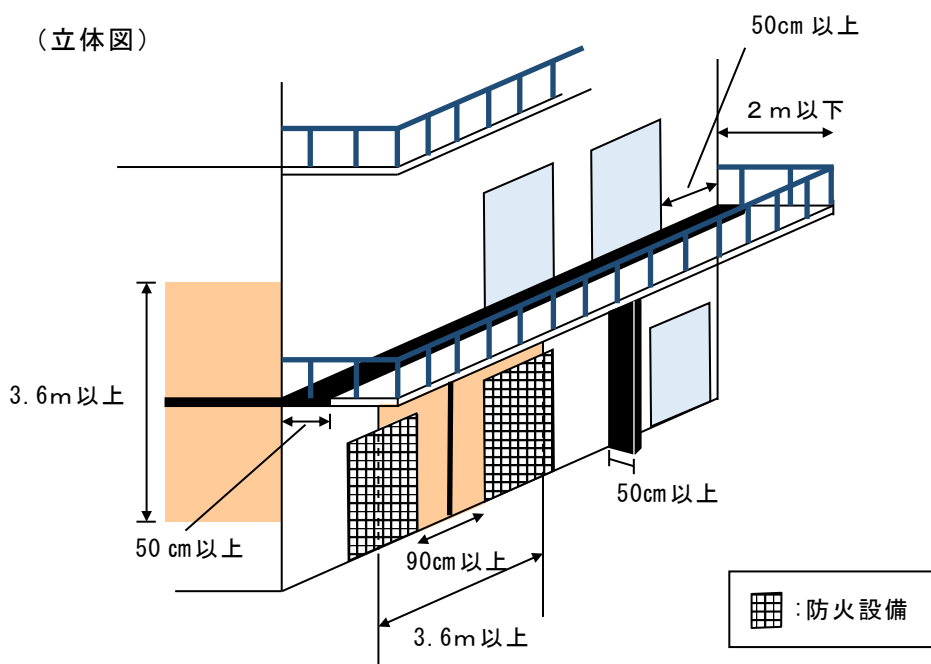
オ 令8-1号区画を設けた部分の外壁面にピロティ及びポーチ（以下「ピロティ等」という。）が存する場合は、次によること。

なお、軒等の下部を車路として使用する場合、当該部分は原則として床面積に算入されることとなるが、車路をピロティ等に準じて次のいずれかに適合させる場合は、車路として使用する部分に限り、エによらないことができること。

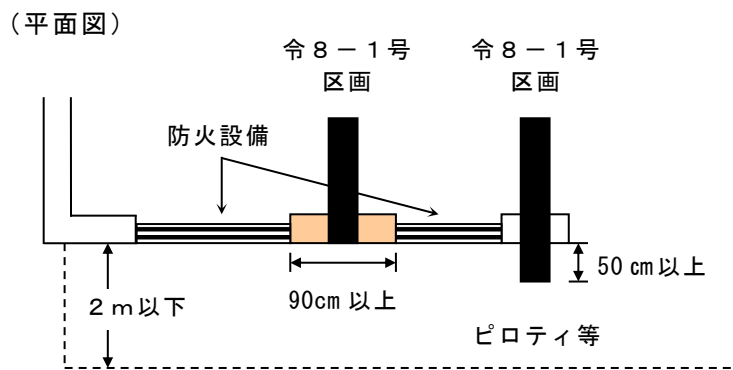
(ア) ピロティ等の奥行きが2 m以下の場合は、令8-1号区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、ウにより措置すること。

(第4-7図参照)

(立体図)



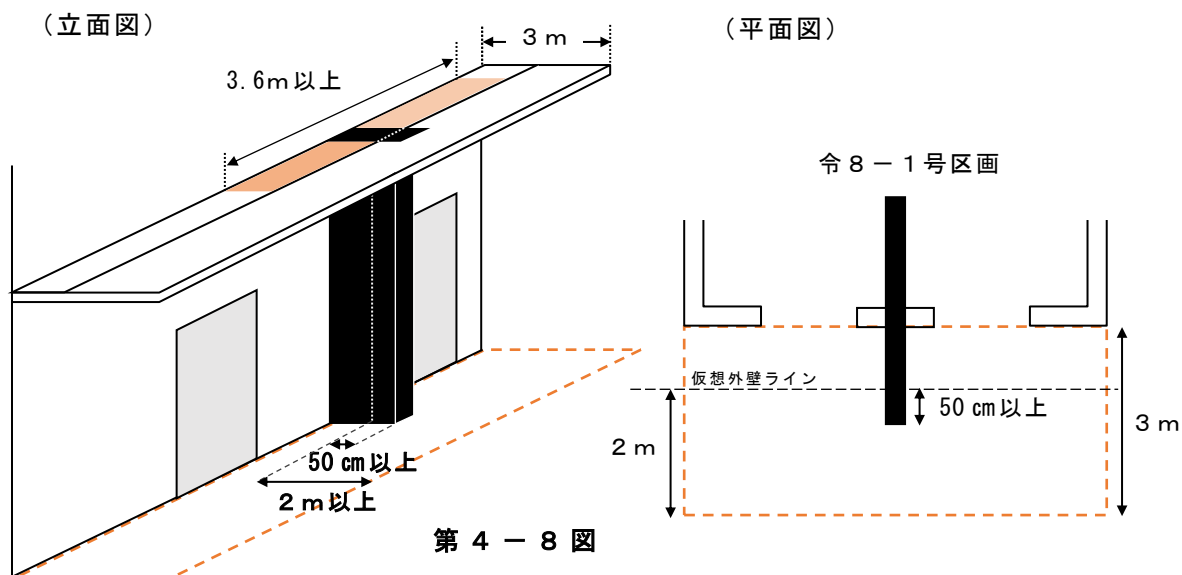
第4 消防用設備等の設置単位



第4-7図

(イ) ピロティ等の奥行きが2 mを超える場合は、ピロティ等の先端から2 m 後退した線を外壁面とみなしてウにより措置すること。

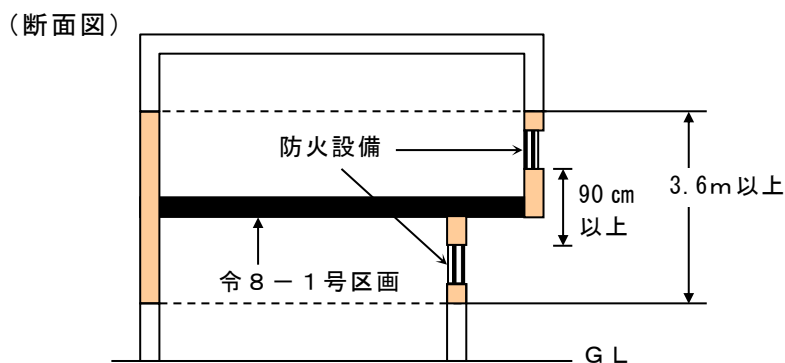
(第4-8図参照)



第4-8図

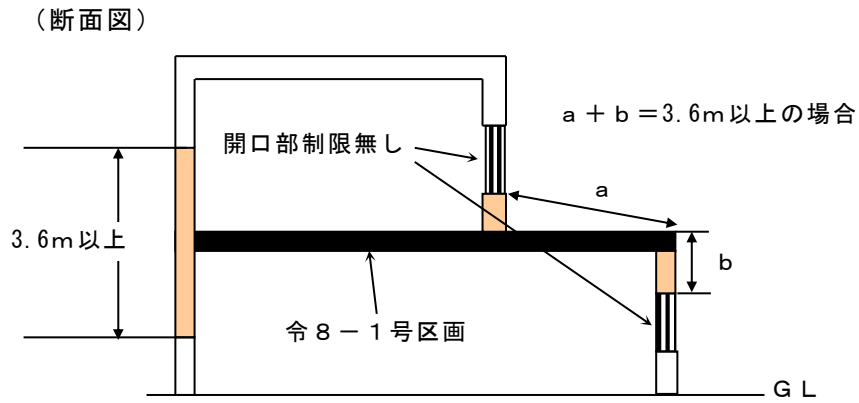
カ 令8-1号区画を設けた部分の外壁面が、セットバックしている場合は次によること。

(ア) 下階がセットバックしている場合は、ウ.(ア)又は(イ)により措置すること。(第4-9図参照)



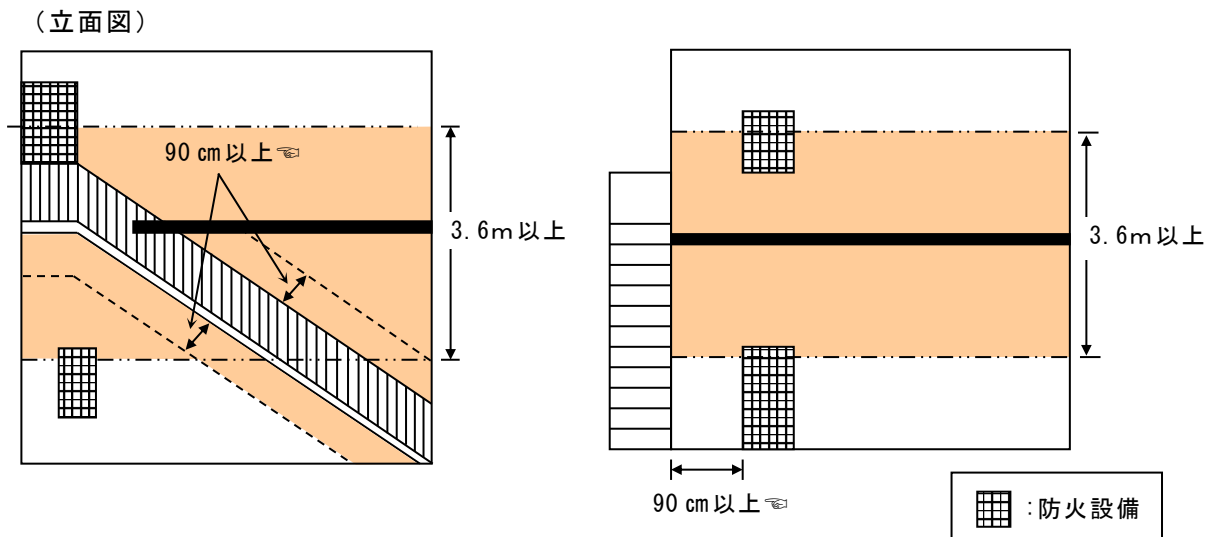
第4-9図

- (イ) 上階がセットバックしている場合で、次に該当する場合は、ウに適合しているものとする。(第4-10図参照)
 なお、該当しない場合は、ウ.(ア)又は(イ)により措置すること。



第4-10図

- キ 階段等を設ける場合は、次によること。(第4-11図参照)
 (ア) 階段等の避難経路は、令8-1号区画された部分ごとに専用とすること。
 (イ) 令8-1号区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと。



第4-11図

第4 消防用設備等の設置単位

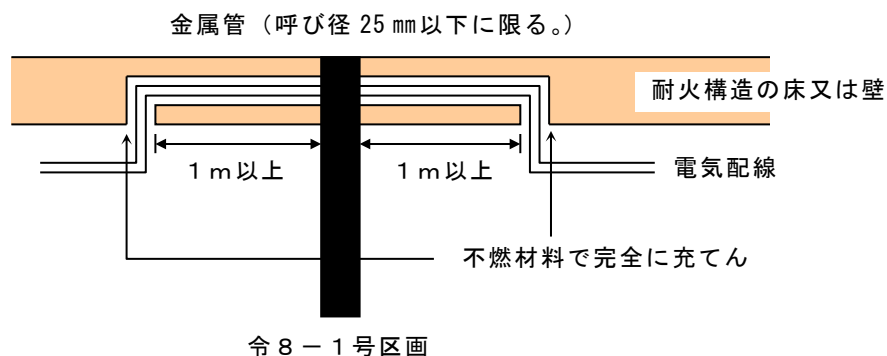
(2) 令8-1号区画を貫通する配管及び貫通部（以下「配管等」という。）について

令8-1号区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。しかし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものとする。この場合において、令8-1号区画を貫通する配管等については次によること。ただし、（一財）日本消防設備安全センター等において性能評定を受けた工法で施工される場合にあっては、この限りではない。

ア 配管の用途は、原則として給排水管であること。（ガス配管は認められない。）

なお、排水管に付属する通気管については、令8-1号区画を貫通させることができること。

イ 電気配線（弱电配線等を含む。）が令8-1号区画を介して両側のそれぞれ1m以上の部分を耐火構造の床又は壁に金属管（呼び径25mm以下に限る。）で埋設され、かつ、埋設口及び配線とのすきまが不燃材料で完全に充てんされている場合には、当該区画を貫通することができるものとする。（第4-12図参照）



第 4 - 12 図

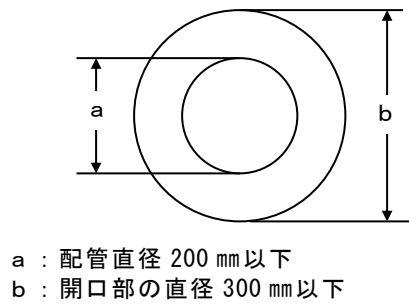
ウ 一の配管は、呼び径200mm以下のものであること。（第4-13図参照）

エ 配管を貫通させるために令8-1号区画に設ける開口部が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。（第4-14図参照）

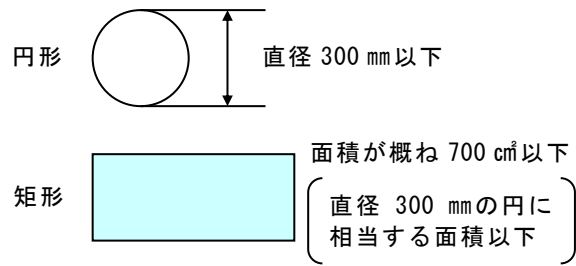
また、貫通部の内部の断面積が、貫通する開口部の直径が300mmの円の面積以下である場合、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

令8-1号区画に設ける開口部及び配管



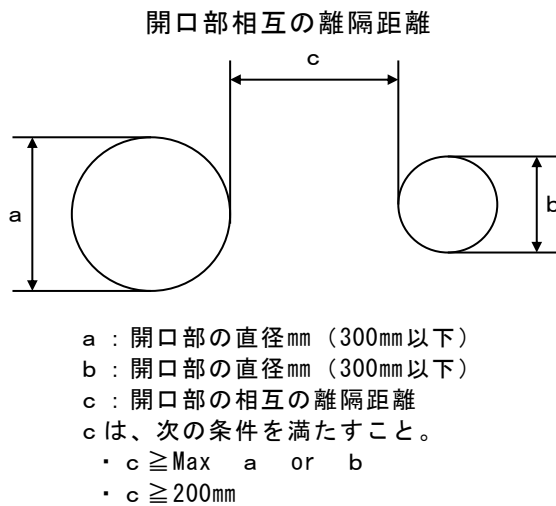
第4-13図

令8-1号区画に設ける貫通のための開口部

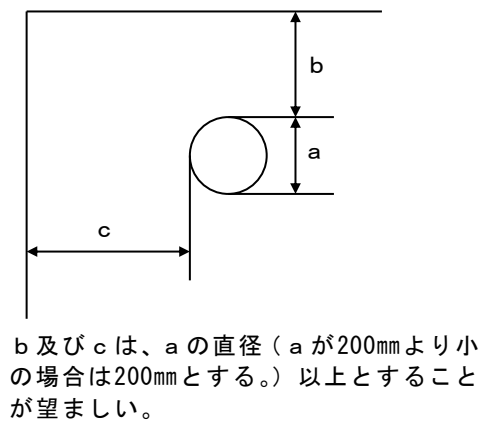


第4-14図

オ 配管を貫通させるために令8-1号区画に設ける開口部相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける開口部の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。（第4-15図参照）



令8区画の端部と開口部の離隔距離



第4-15図

カ 令8-1号区画を貫通することができる配管等については、次によること。

令8-1号区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、鋼管又は铸铁管（以下「鋼管等」という。）とし、次によること。

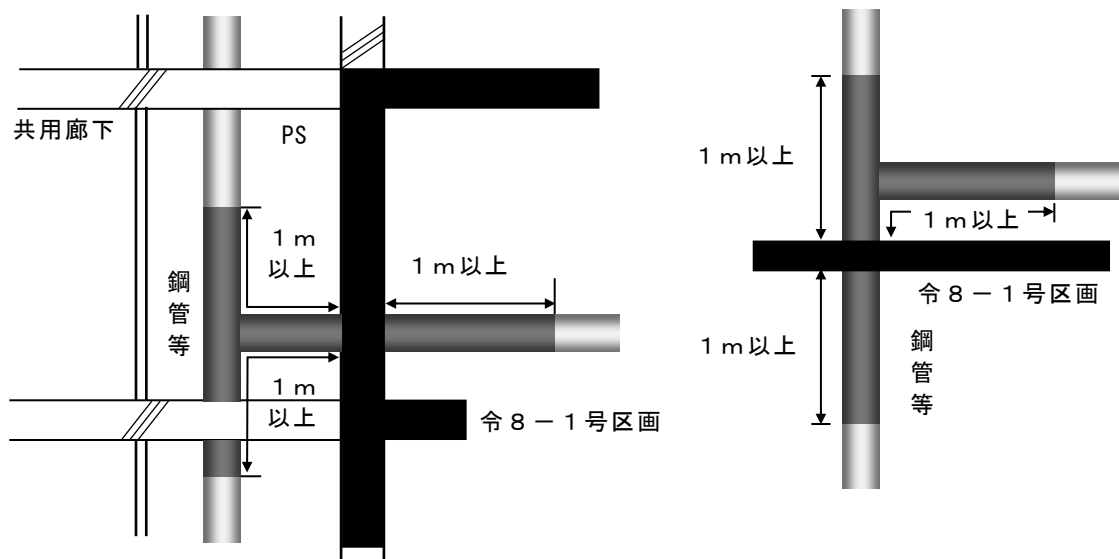
（第4-16図参照）

（ア）鋼管等の種類は次に掲げるものであること。

- a JIS G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- b JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- c JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
- d JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

第4 消防用設備等の設置単位

- e JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- f JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)
- g 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- h JWWAK 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- i JWWAK 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- j 日本水道協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- k WSP032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- l WSP039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- m WSP042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- n WSP054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)
- o その他これらに類する鋼管等



第4-16図

- (イ) 令8-1号区画を貫通する鋼管等が、貫通部から1 m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。
 - a 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
 - b 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。
- (ウ) 貫通部の処理
 - a セメントモルタルによる方法
 - (a) 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

- (b) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。
- (c) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。
- b ロックウールによる方法
 - (a) JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充てん密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充てん密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充てんすること。
 - (b) ロックウール充てん後、 25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。
- (エ) 可燃物への着火防止措置配管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、次のa又はbの措置を講じること。
 - a 可燃物への接触防止措置として、次の(a)に掲げる被覆材を(b)に定める方法により被覆すること。
 - (a) 被覆材
 ロックウール保温材(充てん密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。)
 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。
 - (b) 被覆方法
 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

第4 消防用設備等の設置単位

- b 給排水管の着火防止措置は次の(a)又は(b)に該当すること。
 - (a) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
 - (b) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、木軸又は合板等の構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないものであること。
- (オ) 配管等を保温する場合にあつては、次のa又はbによること。
 - a 保温材として(エ). a.(a)に掲げる材料を用いること。
 - b 給排水管にあつては、JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、ウ及びエの規定について、特に留意されたいこと。
- (カ) 配管等が令8-1号区画を貫通する部分及びその両側1m以内の範囲において接続する場合には、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。また、配管等は、令8-1号区画を貫通している部分において接続しないこと。ただし、bに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

なお、耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

 - a メカニカル接続
 - (a) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 - (b) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 - (c) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。
 - (d) 押し輪又はフランジで押さえること。
 - (e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。
 - b 差込み式ゴムリング接続
 - (a) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
 - (b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

なお、ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
 - (c) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
 - (d) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
 - (e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。
 - c 袋ナット接続
 - (a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
 - (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(c) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

(a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。

(b) 接合剤をネジ部に塗布すること。

(c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

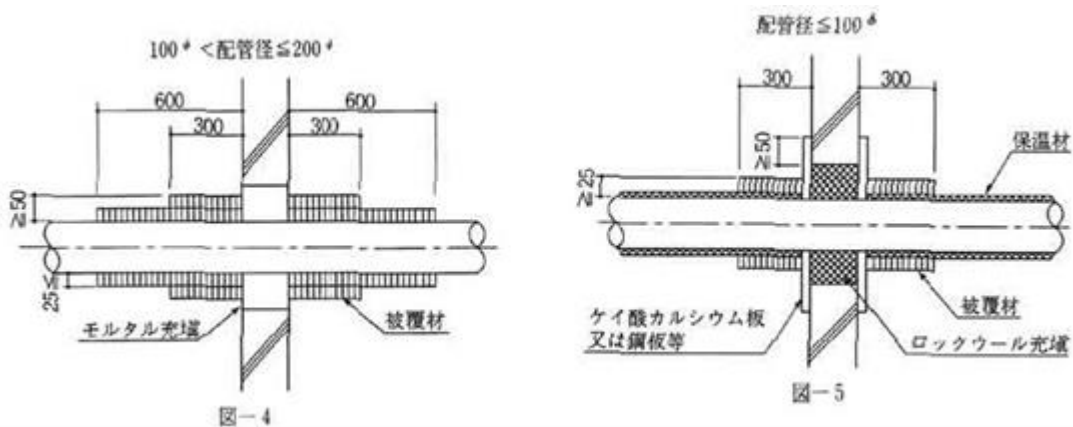
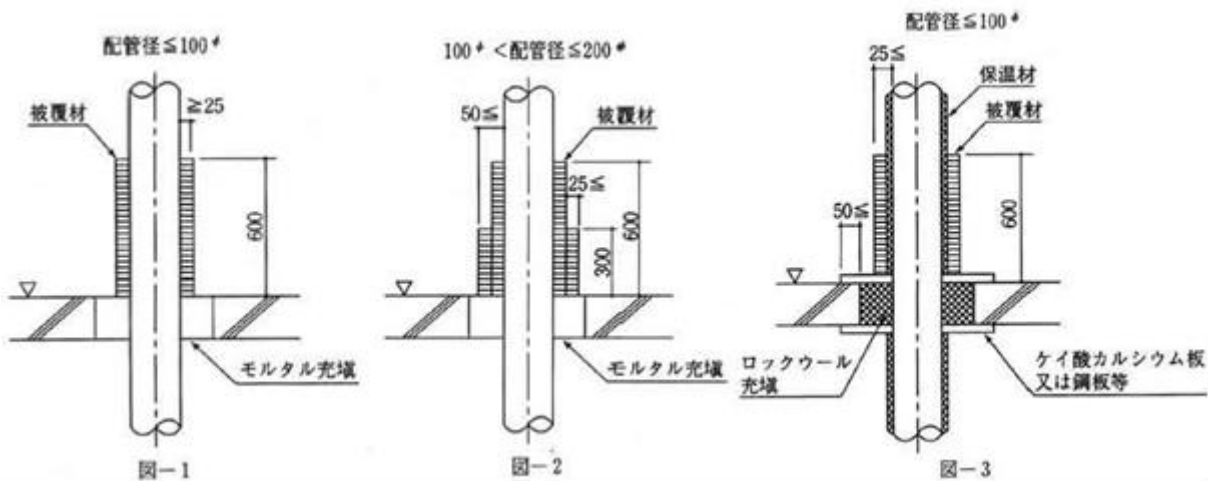
(a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

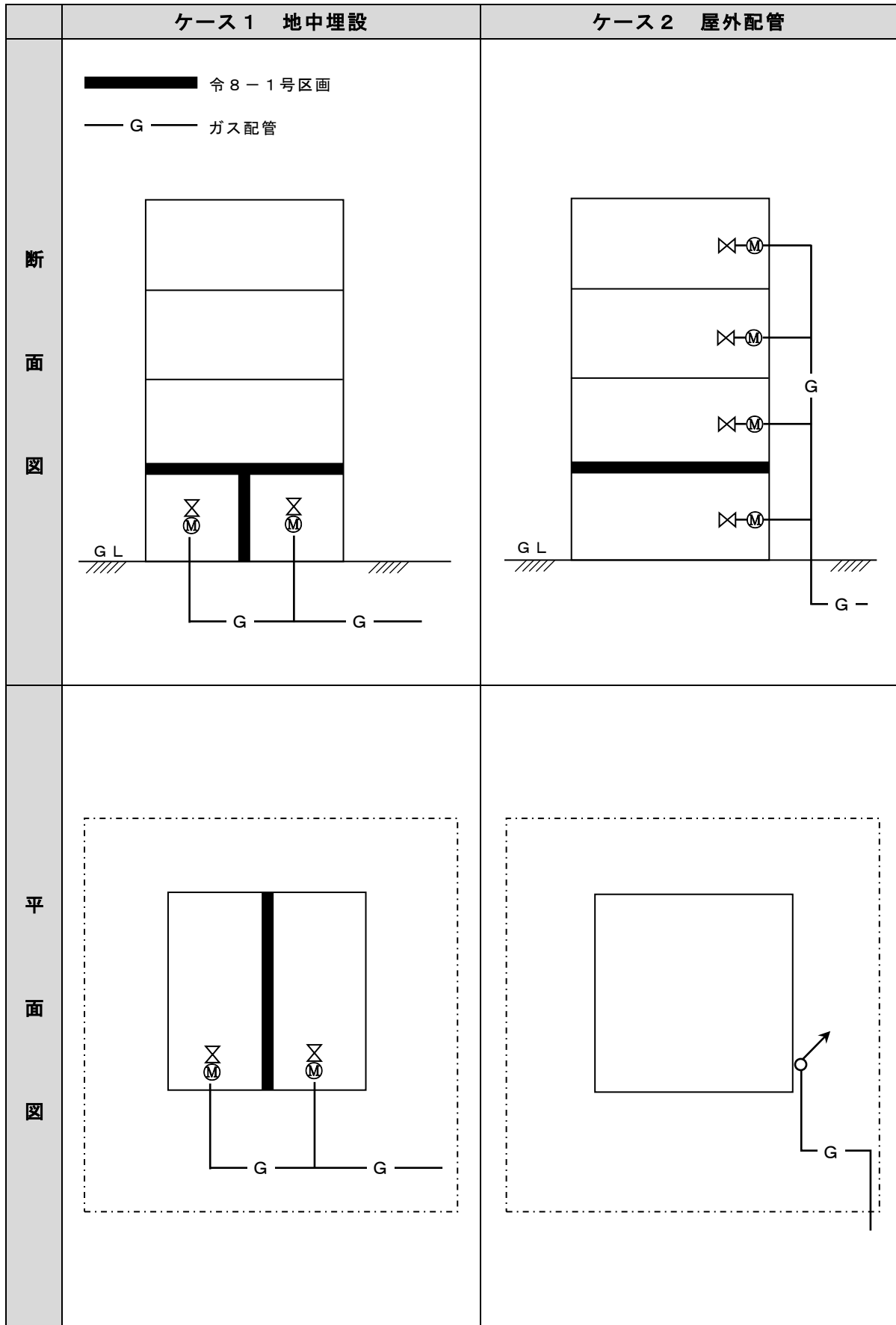
キ 配管等の支持は、接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考) 施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)

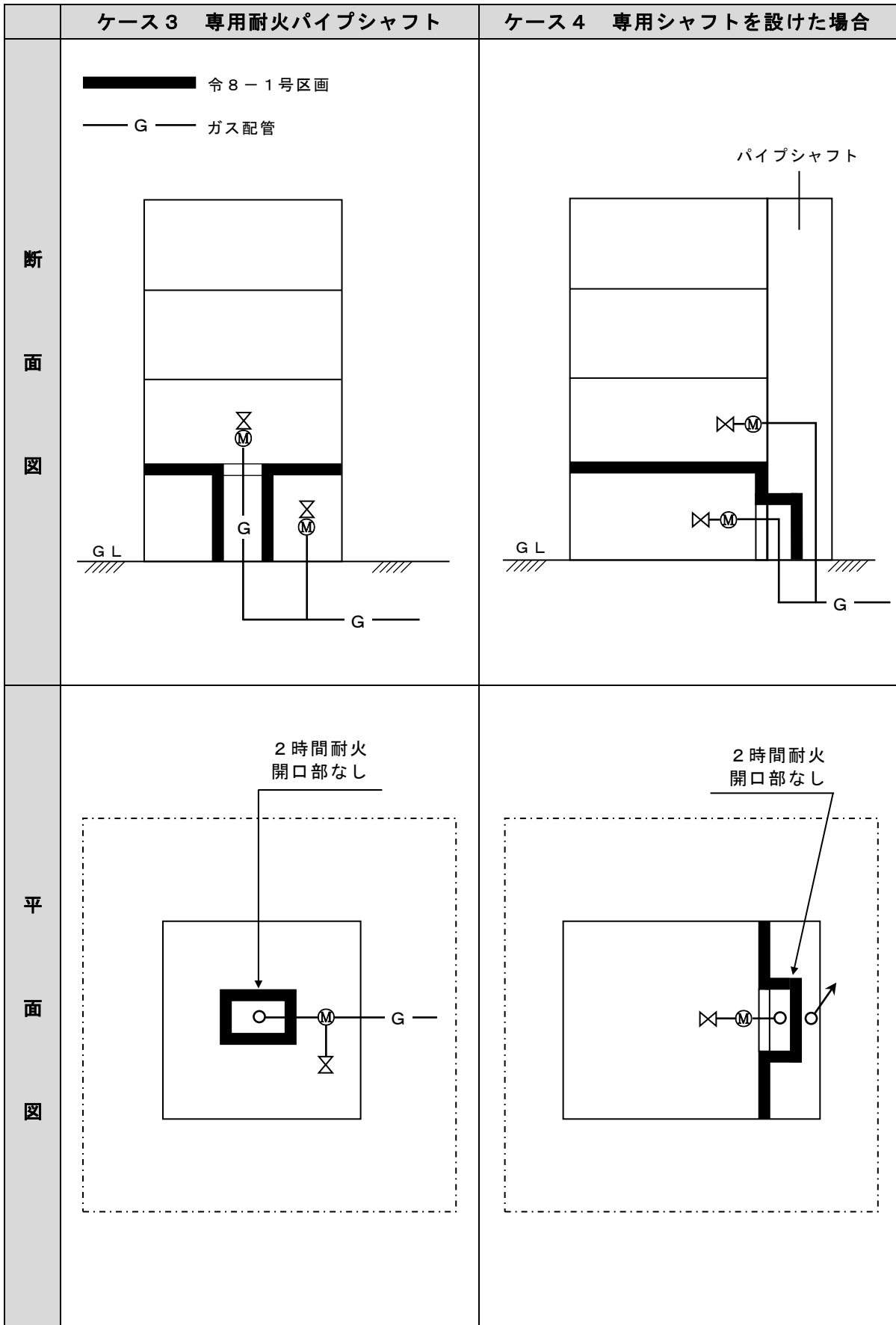


第4 消防用設備等の設置単位

ガス配管の令8-1号区画と認められる貫通事例

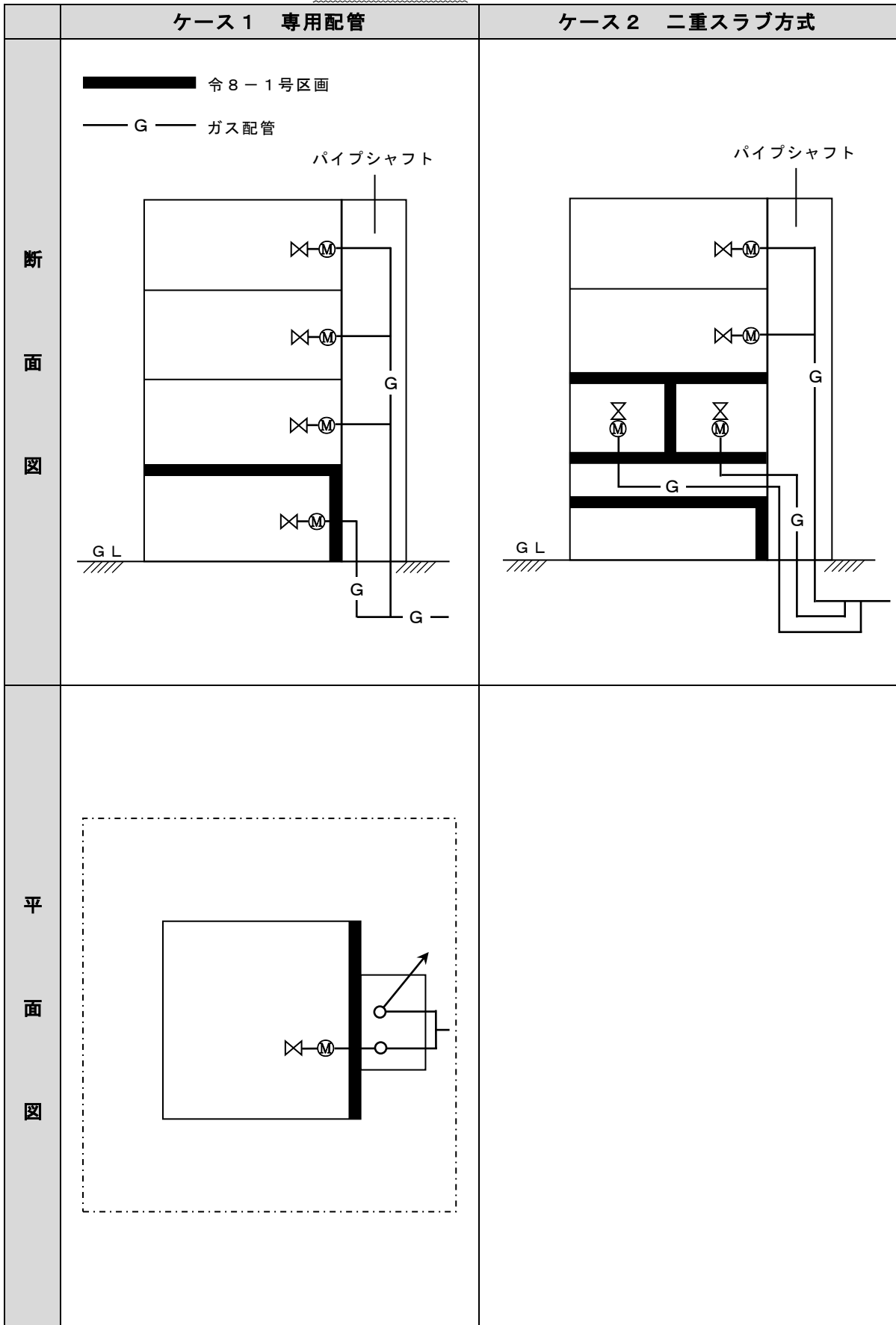


ガス配管の令8-1号区画と認められる貫通事例



第4 消防用設備等の設置単位

ガス配管の令8-1号区画と認められない貫通事例



3 火熱遮断壁等で区画されている場合（令第8条第2号、規則第5条の3第1項及び第2項第1号）

建基法第21条第3項、同法第27条第4項（同法第87条第3項において準用する場合を含む。）又は同法第61条第2項の規定の適用がある場合において、次の（1）から（3）に適合する場合は、別の防火対象物として取り扱うことができること。

- （1）「壁等の構造方法を定める件」（令和6年国土交通省告示第227号）に定める「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用のみに供する建築物の部分」を構成する壁等により区画する場合（コアタイプ又は渡り廊下タイプ）に適合する部分により、建築物が区画されていること。
- （2）（1）に規定する部分を構成する防火戸は遮煙性能を有するものであること。
- （3）（1）により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

（参考）従前の運用との関係性について

		旧消防基準	建築基準	消防基準	
壁	開口部あり	—	防耐火別棟	基準化なし（消防法上、別棟とならない）	
	開口部なし	令第8条 53号通知	想定していない	令第8条第1号 規則第5条の2（53号通知の要件）	
渡り廊下		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 規則第5条の3 （防耐火別棟の要件）	令第8条第2号 告示第7号 （26号通知の要件）
地下連絡路		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 告示第7号（26号通知の要件）	
洞道		26号通知	—	令8条第2号 告示第7号（26号通知の要件）	
コア		—	防耐火別棟	令第8条第2号 規則第5条の3（防耐火別棟の要件）	

※防耐火別棟：建基法第21条第1項及び第2項、第27条並びに第61条等の適用について

建築物が2以上の部分で構成される場合において、当該2以上の部分が火熱遮断壁等（建基令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。）で区画されている場合には、当該2以上の部分を別の建築物として取り扱うこととされている。

※26号通知：「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）【廃止】

※53号通知：「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号）【廃止】

4 渡り廊下等の壁等の類するものとして消防庁長官が定める壁等で区画されている場合

(1) 建築物と建築物が渡り廊下により接続されている場合（令第8条第2号、規則第5条の3第1項及び第2項第2号、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号、以下「告示第7号」という。）第3）

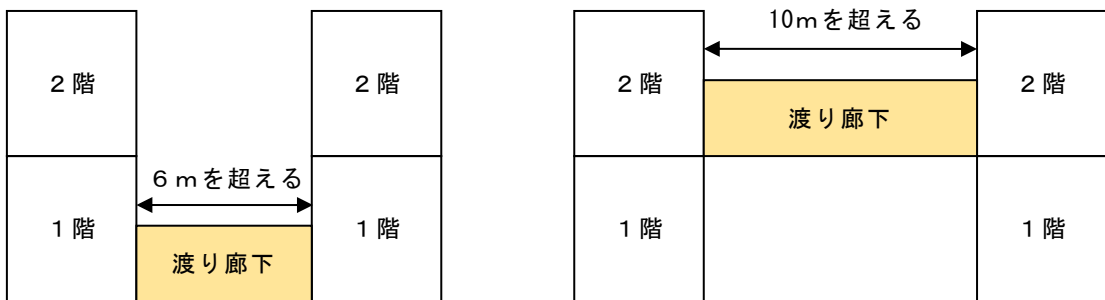
建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

ア 延焼防止上有効な距離が確保できる場合

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6mを超え、2階以上の階にあっては10mを超えるものについては、次によること。

（第4-17図参照）

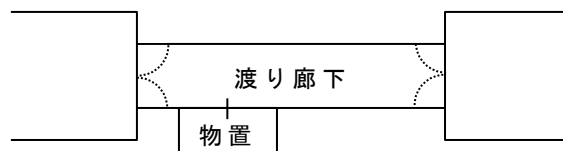
なお、1階と2階以上の階が接続される場合にあっては、10mを超えるものとする。



第4-17図

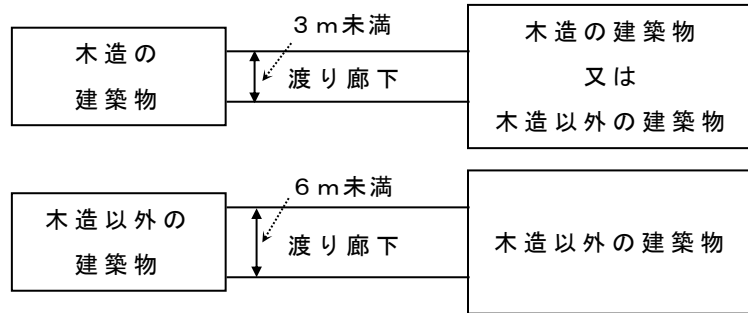
(ア) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

したがって、第4-18図の場合は、別棟取扱いは認められない。



第4-18図

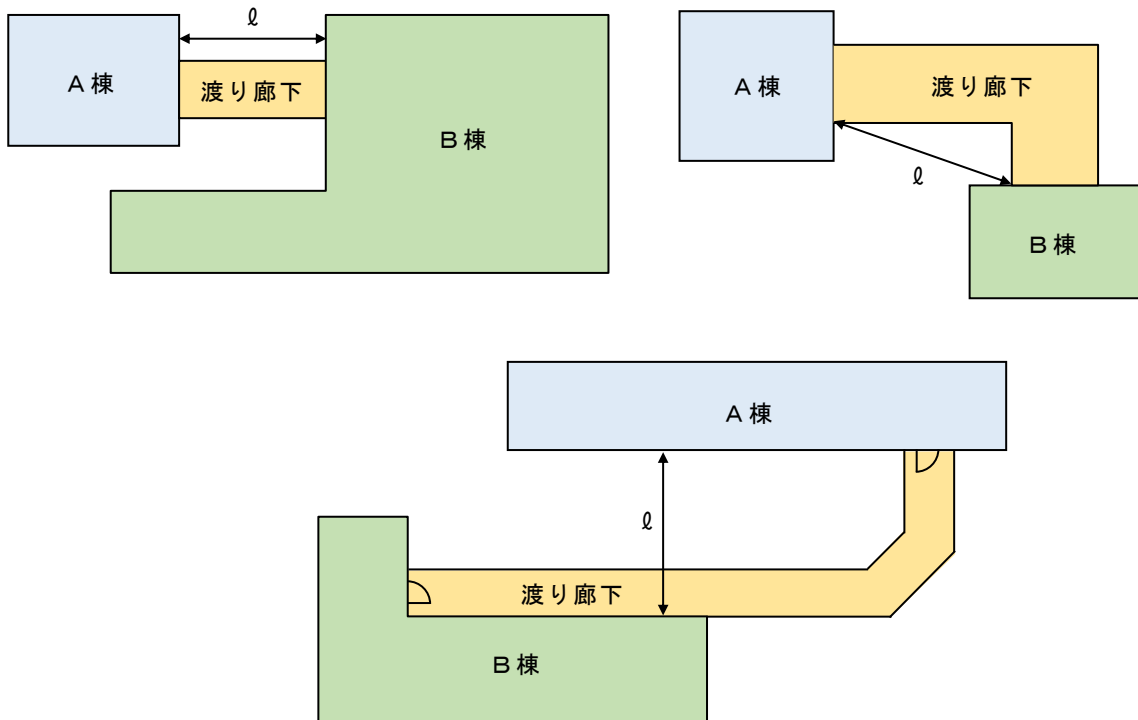
(イ) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部の全部または一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合（第4-19図において「木造」という。）は3m未満、それ以外の場合は6m未満であること。ただし、接続される双方の建築物の主要構造部が耐火構造で、渡り廊下が、不燃材料で造られた吹き抜け等の開放式である場合、この限りでない。（第4-19図参照）



第4-19図

(ウ) 建築物相互間の距離は次によること。

- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間に距離による。
(第4-20図参照)
- b 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離による。
- c 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離による。



※ 建築物相互間の距離は l による。

第4-20図

第4 消防用設備等の設置単位

イ 延焼防止上有効な距離が確保できない場合

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6m以下で、2階以上の階にあっては10m以下のものについては、次によること。

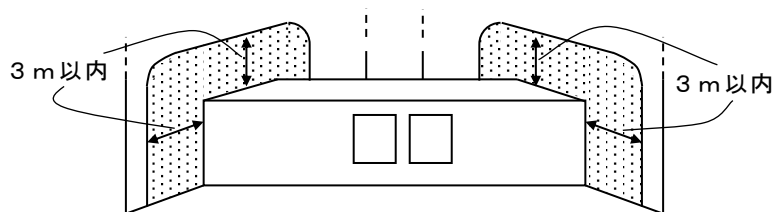
(ア) ア.(ア)から(ウ)によること。

(イ) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。以下(ウ)において同じ。）については、次のa又はbによること。（第4-21、22図参照）

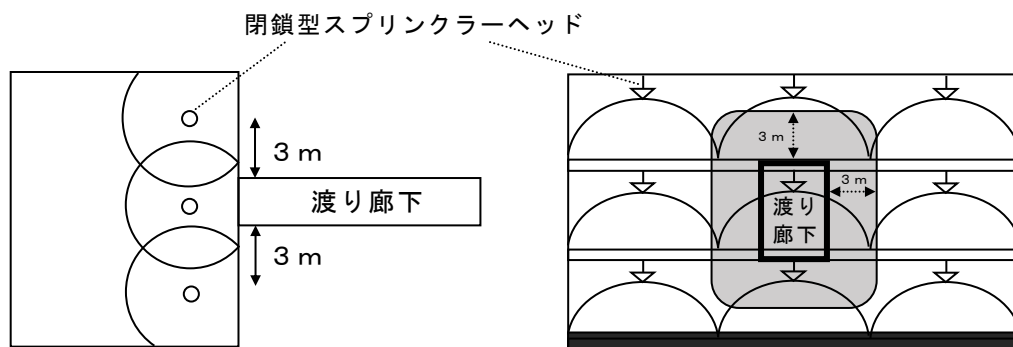
a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。以下同じ。）又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されているものをいうこと。

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は令第12条第2項の基準の例によること。

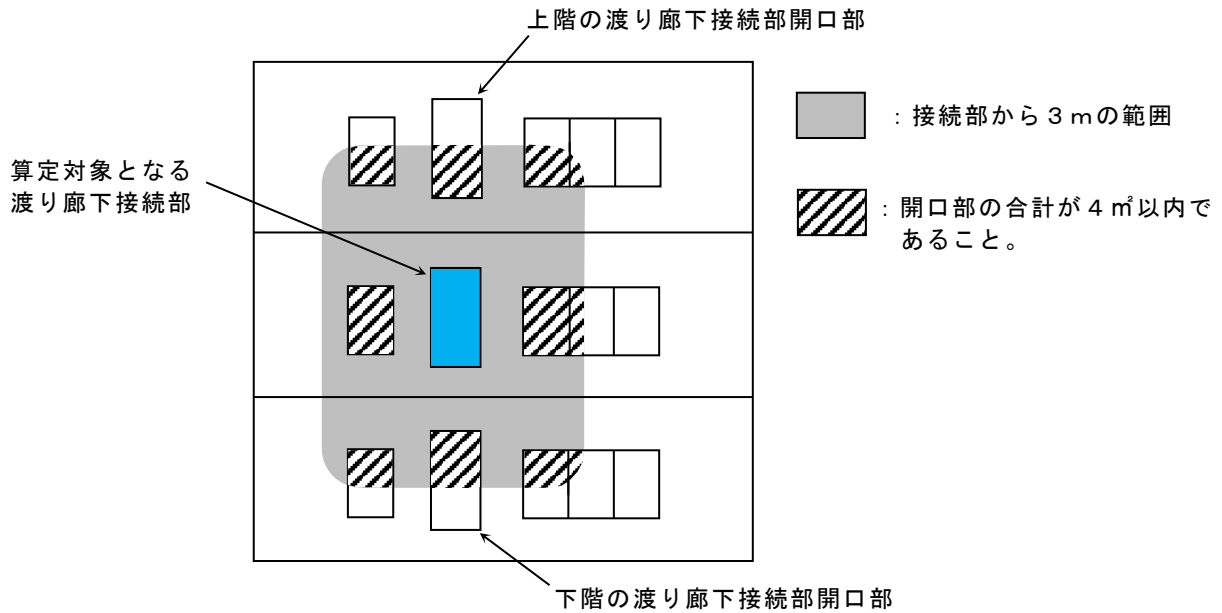


第4-21図

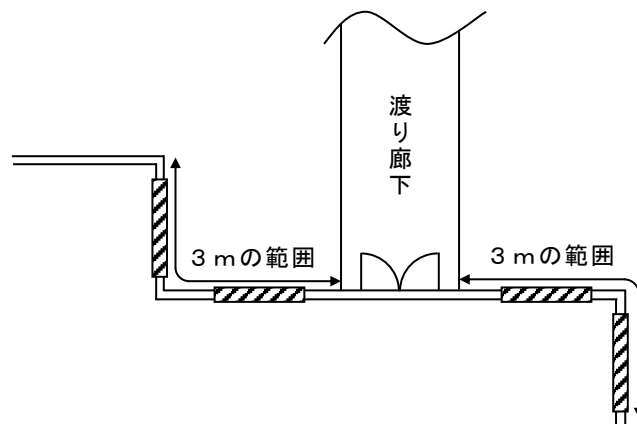


第4-22図

(ウ) (イ)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、一の接続部において合計面積 4 m^2 以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りではない。(第4-23、24図参照)



第4-23図

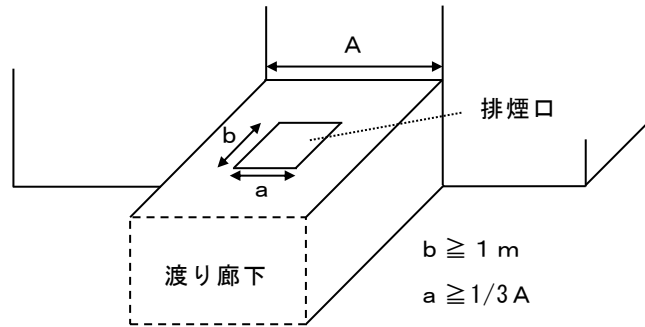


第4-24図

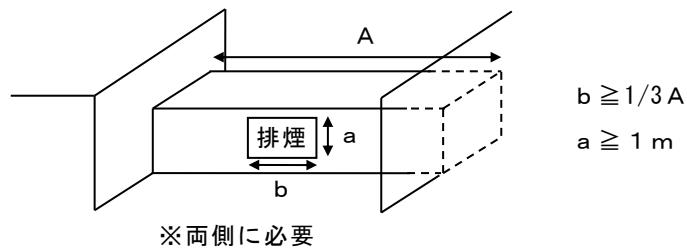
第4 消防用設備等の設置単位

- (エ) 渡り廊下の形状及び構造は、次によること。
- a 直接外気に開放されている渡り廊下の場合
- (a) 建築物との接続部には防火戸（防火シャッターを含み、耐火クロススクリーン及びドレンチャーを除く。以下同じ。）が設けられていること。☞
- (b) 次のいずれかに適合するものであること。
- i 渡り廊下の長さが1 m以上であり、廊下の両端の上部が天井高の1/2以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- ii 渡り廊下の長さが1 m以上であり、廊下の片側の上部が天井高の1/2以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50 cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの
- b a 以外の場合
- (a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも4 m²以下であり、当該部分は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器等の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
- なお、防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年建設省告示第2563号）に規定する防火戸を設けること。
- (c) 次の i 又は ii に示す排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器等の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。
- i 自然排煙用の開口部は次によること。（第4-25図参照）
- (i) 屋根又は天井に設ける場合は、渡り廊下の幅員の1/3以上の幅で長さ1 m以上のもの
- (ii) 外壁に設ける場合は、その両側面に渡り廊下の1/3の長さで高さ1 m以上のもの
- なお、渡り廊下の長さは、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。（第4-26図参照）
- (iii) 開口面積の合計は1 m²以上であること。

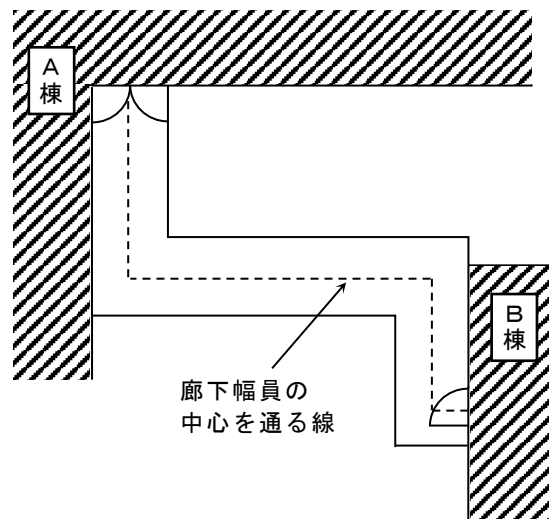
(屋根又は天井に設ける場合)



(外壁に設ける場合)



第4-25図



第4-26図

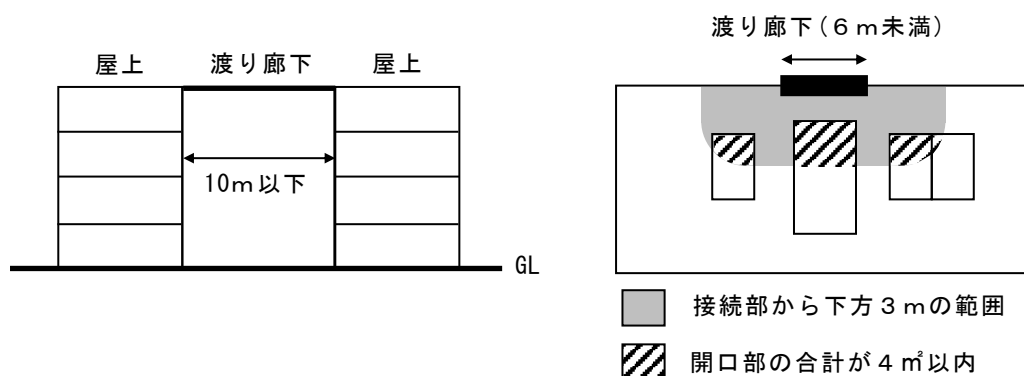
- ii 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

なお、機械排煙設備については、消防法で排煙設備が義務となる場合を除き、建基法の基準に基づき設置すること。

第4 消防用設備等の設置単位

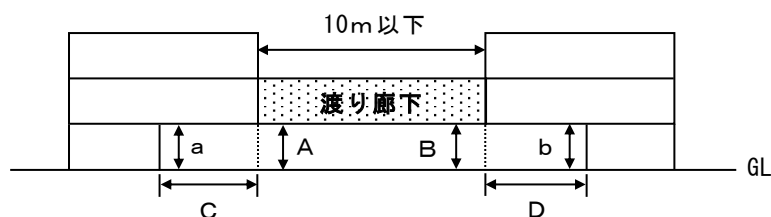
(オ) 建築物と建築物の屋上（屋上駐車場を含む。）が開放式の渡り廊下で接続される場合で次に適合する場合にあっては、(ア)から(エ)の基準に係わらず別棟とすることができるものとする。（一方が屋上である場合を含む。）（第4-27図参照）

- a 接続される建築物は耐火建築物であること。
- b 渡り廊下は幅員6m未満で、構造は不燃材料で造られたものであること。
- c 渡り廊下と建築物の接続部の下方周囲3mの範囲は(ウ)の基準に適合すること。



第4-27図

(カ) 渡り廊下接続部の直下がオーバーハングやピロティ等で外壁を有していない場合の(イ). a及びbに規定する接続部からそれぞれ3m以内の距離にある部分の取り扱いは、原則として図のA及びBの部分とする。ただし、図のC及びD部分を通行の用のみに供し、屋内的用途（駐車場、荷捌き場等）として使用しない場合は、図のa及びb部分とすることができる。（第4-28図参照）



第4-28図

(2) 建築物と建築物が地下連絡路により接続されている場合（令第8条第2号、規則第5条の3第1項及び第2項第2号、告示第7号第4）

建築物と建築物が地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられているもの。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからコまでに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

なお、地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、(1)によること。

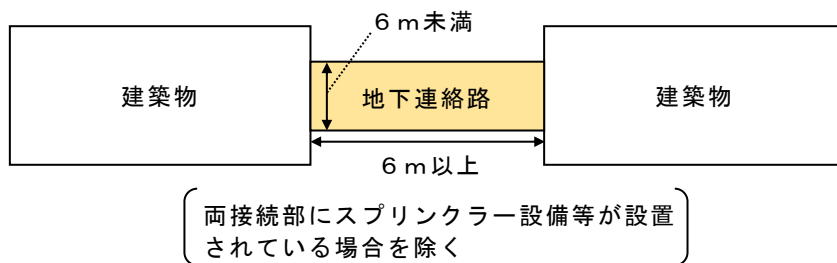
ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路で接続されている階をいう。）の特定主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は6 m以上とし、その幅員は6 m未満とすること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。

（第4-29図参照）



第4-29図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

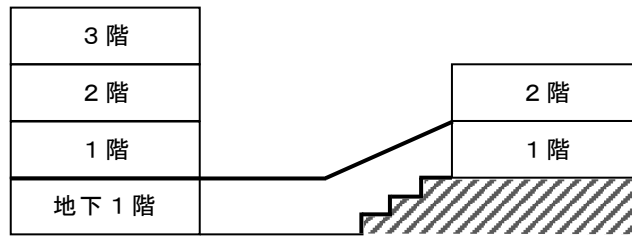
カ オの出入口の開口部の面積はいずれも4 m²以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器等の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路は、内部の煙を有効かつ安全に外部へ排除できる非常電源を附置した機械排煙設備（4.(1).イ.(エ).b.(c).iiによること。）が設けられていること。ただし、地下連絡路に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備設けられている場合はこの限りではない。

第4 消防用設備等の設置単位

ケ 地下連絡路の例は、建築物の地階同士を接続する場合のほか、第4-30図から第4-32図を参照すること。



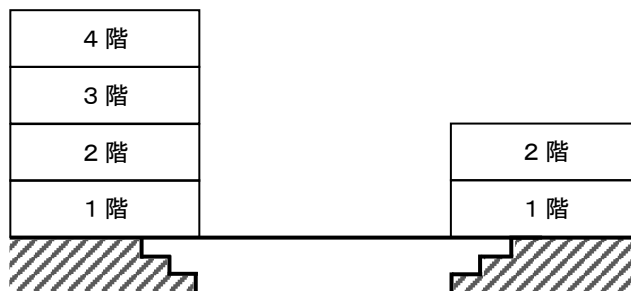
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

第4-30図



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

第4-31図



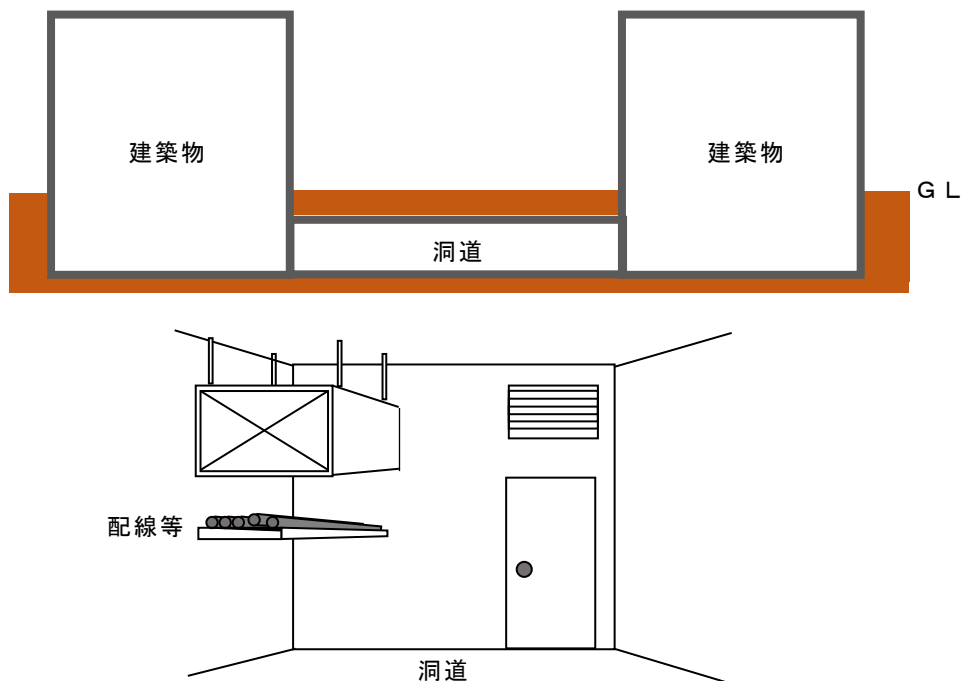
1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

第4-32図

コ 第4-30図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、4.(1).イ.(エ).b.(c).iiの規定によることができること。

(3) 建築物と建築物が洞道により接続されている場合（令第8条第2号、規則第5条の3第1項及び第2項第2号、告示第7号第5）

建築物と建築物が洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられたものをいう。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。（第4-33図参照）



第4-33図

- ア 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。
- イ 洞道は、洞道が接続されている部分に設けられた開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（当該洞道が接続されている建築物内に設けられるものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、風道、配管、配線等と当該貫通する部分の隙間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りではない。
- エ アの点検のための開口部には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにおいて、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- オ アの換気のための開口部の面積は、2㎡以下とすること。この場合において、常時開放状態にあるものにおいて、防火ダンパーが設けられていること。

5 その他取扱いについて

(1) 渡り廊下の床面積の取扱いについて

別の防火対象物として取り扱う場合のそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとすることができること。

(2) 増築又は改築の判断について

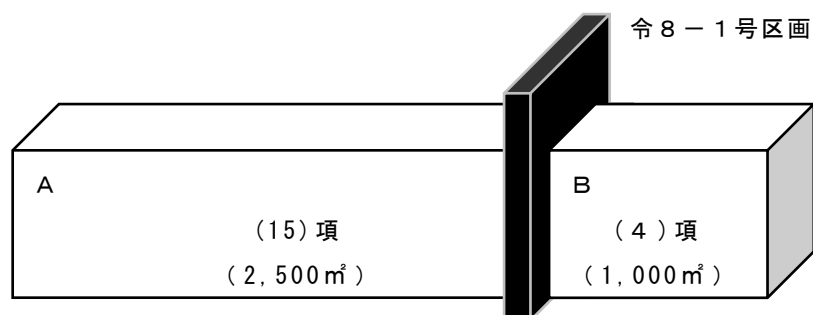
法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、令第34条の2に定める増築又は改築並びに令第34条の3に定める大規模の修繕又は模様替え(以下「増築等」という。)の判断にあたっては、一の防火対象物で判断することになるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築等も別のものとして判断すること。

(3) 令第8条に規定する区画を適用した建築物の消防用設備等の設置について

令第8条に規定する区画を適用した建築物の消防用設備等の設置については、以下の例を参考とすること。

ア 区画された部分に応じて、消防用設備等を設置すること。

【例1】

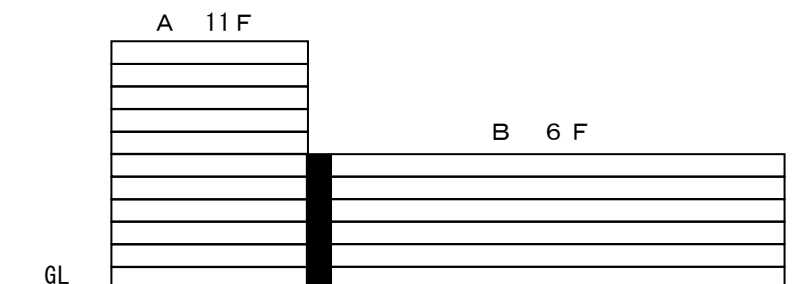


A : 延べ面積2,500㎡の(15)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する

B : 延べ面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する

イ 区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。

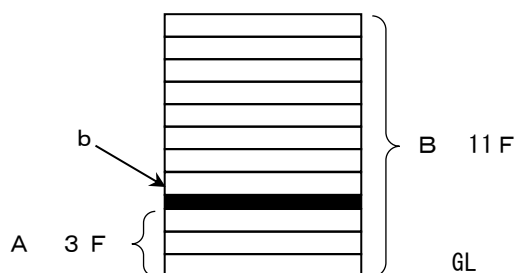
【例2】



A : 階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B : 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

【例3】



A : 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B : 階数11の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

(4) 渡り廊下等で接続される各建築物への階段等の設置について☞

4.(1)から(3)の規定により、渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続される各建築物には、それぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。)が設けられていること。

(5) 建築物相互間が空調等のダクトで接続されている場合について☞

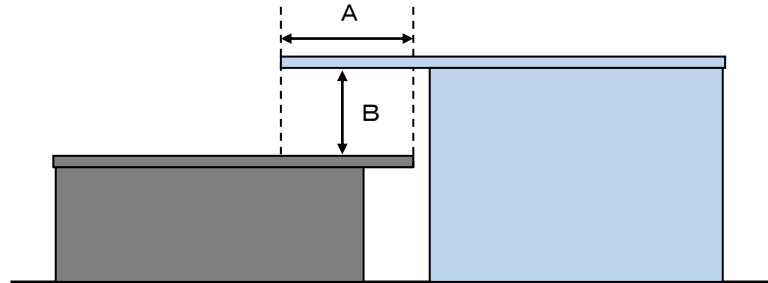
建築物相互間が空調等のダクトで接続されている場合、当該ダクトと建物外壁が接する部分に防火ダンパーを設けること。

なお、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設置する場合は、1カ所に設ければ足りるものとする。

第4 消防用設備等の設置単位

(6) 渡り廊下等の庇又は屋根の重なりについて

建築物同士が屋根又は庇（以下「庇等」という。）により重なっている場合の別棟の取り扱いについては、次によること。（第4-34図参照）



庇等の構造は不燃材料であること。

$$B \geq \frac{1}{2} A \quad \text{かつ} \quad B \geq 10 \text{ cm}$$

第4-34図